

記入例 (法人)

第1号様式 (第5条関係)

二宮町第三次中小企業等事業継続支援金支給申請書

申請書の作成日をご記載ください。

令和4年6月18日

二宮町長 様

町内事業所の住所をご記載ください。

259 - 0123

二宮町二宮961番地

有限会社 NINOMIYA

代表取締役 二宮 太郎

名称(商号)と代表者の職名、氏名を記載してください。

名称(商号)

代表者職・氏名

代表者の生年月日をご記載ください。

代表者生年月日

1980年8月16日

電話

0463-71-5914

日中に連絡の取りやすい番号をご記載ください。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経営の安定に支障が生じており、二宮町第三次中小企業等事業継続支援金の給付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、支給要件の審査にあたり、

「①業種」については、中小企業業者表にある業種から選択してご記載ください。

受給した方は「あり」、受給者していない方は「なし」を選択してください。

法人を選択してください。

事業者の概要	法人・個人	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人	国事業復活支援金受給の有無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし
	法人の方のみ	①業種 製造業	②資本金 5,000万 円	③従業員数 250 人
		④町第二次中小企業等事業継続支援金受給の有無	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	

忘れずに☑してください。

確認 (創業開始) 各年度における11月から「場合」売上高が生じた月から2021年11月まで、

受給した方は「あり」、受給者していない方は「なし」を選択してください。

最大減少率 ※第2号様式から転記してください。国事業復活支援金を受給されている方は記入不要です。

対象月	2021年度売上高 (A)	2018年度から2020年度の左記と同月のうち最も高い売上高 (B)	減少額 C (B-A)	減少率 (C/B×100) (小数点以下切捨て)
12月	35,000,000 円	45,000,000 円	10,000,000 円	22 %

申請額

150,000 円

- 国の事業復活支援金を受給されている方は記入不要です。
「国事業復活支援金受給の有無」が「あり」に☑が入っているかご確認ください。
※受給している場合は、**最大減少率に関わらず申請額は一律「5万円」となります。**
- 受給されていない方は、第2号様式から転記してください。
第2号様式で入力した値から算出された最大減少率となった月についてご記載ください。
最大減少率が30%未満で申請額は150,000円、30%以上で申請額は50,000円です。
※エクセルに入力される場合は、売上高を入力すると自動計算されます。

写し) 並びに2021年分青色所得稅申告決算書の1ページ及び2ページ(月別売上(収入)金額の記載があるもの)又は収支内訳書等事業収入を得ていることを確認できる書類の写し(※国事業復活支援金の給付を受けている場合は不要)

- 事業復活支援金交付を受けていることを証する書類の写し(※国事業復活支援金の給付を受けている場合のみ)
- 振込口座の通帳写し

誓約・同意書

- ・ 二宮町第三次中小企業等事業継続支援金支給要綱第3条(支給対象者)の規定に該当すること
- ・ 申請の内容及び提出する関係書類に相違ないこと
- ・ 偽りやその他不正な手段により給付金の支給を受けたことが判明した場合、支援金の返還に応じること

上記のことについて、誓約します。

なお、支給要件の審査にあたり、誓約・同意書において誓約した項目についての関係機関

申請される方のご氏名を自署ください。押印は不要です。

申請者氏名

二宮 太郎

(自署)

(支給対象者)

第3条 支援金の支給を受けることができる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業者等であること、又は事業復活支援金の給付を受けていること。
- (2) 2021年10月末日までに町内で事業所を営んでおり、2023年以降も継続して町内で事業を営む予定であること。
- (3) 基準期間のうちの各年度における11月から3月までの売上額の合計が25万円(創業後、間もない者にあつては、売上高が生じた月から2021年10月までの月平均売上高が5万円)以上であること。
- (4) 個人事業主にあつては、事業収入が事業収入以外の収入(公的年金収入を除く。)より多いこと。
- (5) 2022年5月31日までに到来した納期限の町税を完納していること。
- (6) 補助対象期間のいずれか一月の売上高を、基準期間のうち同月売上高が最も高い年の額と比して、5%以上減少していること。ただし、開業後間もない等で、売上高を比較することができない場合は、次に掲げるとおり取り扱うものとする。
ア 2019年1月から2020年12月までの間に開業した者にあつては、2019年及び2020年の月平均売上高のうちいずれか高い方の月平均売上高と、補助対象期間のいずれか一月の売上高を比して5%以上減少していること。
イ 2021年1月から同年10月までに開業した者にあつては、開業した日の属する月から2021年10月までの月平均の売上高と、補助対象期間のいずれか一月の売上高を比して5%以上減少していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給の対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
- (2) 法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に規定する公共法人
- (3) 宗教上の組織若しくは団体又は政治団体
- (4) 二宮町暴力団排除条例(平成23年二宮町条例第21号)第2条第2号から第5号までに規定する者と密接な関係を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、支援金の趣旨に照らして適当でないと町長が認める者